

第3回 昭和村農号委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月23日(金) 午後1時27分

2. 開催場所 昭和村役場 議場

3. 農業委員出席数 11名

会長 11番 菅家 勝

委員 1番 工 信幸 2番 栗城 義徳 3番 本名 智 4番 本名 亀雄
5番 渡邊 正志 6番 佐々木 元夫 7番 五十嵐 吉彦
8番 栗城 金一 9番 渡部 一孝 10番 酒井 晶雄

4. 農業委員欠席数 0名

5. 農地利用最適化推進委員出席数 0名

6. 農地利用最適化推進委員欠席数 2名

推進委員 本名 敬 推進委員 長谷川 洋

7. 議事日程

第1 会務報告

第2 議事録署名人

第3 議案第4号 農地法第3条第1項による許可申請について(大 芦)

議案第5号 農地法第3条第1項による許可申請について(下中津川)

議案第6号 農地法第3条第1項による許可申請について(下中津川)

議案第7号 昭和村農地利用集積計画の承認について(大 芦)

議案第8号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条の規定
に基づく別段面積の設定について

第4 協議事項

(1) 一斉耕起の日・週について

(2) 次回定例総会予定日

(3) その他

8. 農業委員会事務局

事務局長 東原 健二 主事 本名 歩

9. 会議の概要

(午後 1 時 27 分 開会)

-
- 議 長 只今から第 3 回昭和村農業委員会定例総会を開催します。
(会長挨拶)
- 議 長 本日の農業委員欠席者はなし、推進委員は本名敬委員、長谷川 洋委員の 2 名
が欠席しております。
- 議 長 それでは、会務報告について事務局より報告願います。
- 事務局 (会務報告の朗読及び説明)
- 議 長 只今の会務報告について何かご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)
- 議 長 ご質問等ございませんでしたので、会務報告を終了します。
- 議 長 次に議事録署名人の指定ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(異議なし)
- 議 長 それでは、10 番酒井 晶雄委員、1 番工信幸委員を指名します。
- 議 長 次に議事に入ります。
議案第 4 号農地法第 3 条第 1 項による許可申請について議題に供します。
事務局より説明を求めます。
- 事務局 議案第 4 号農地法第 3 条第 1 項による許可申請について説明いたします。
(許可申請内容を説明)
(現地確認時の農地状況を説明)
(周辺農地の位置関係及び耕作状況を説)

以上で議案第4号の説明を終了します。

議 長 事務局の説明が終了いたしました。この申請について現地確認した委員の説明を求めます。

7 番委 現地確認時の説明をいたします。
事務局が説明した通りであり、周辺農地への影響はこれまでと変わらず、農地法第3条第2項第5号の下限面積を超えているため、農地の所有権移転は適していると思われる。

議 長 7番委員の説明が終わりました。
質疑応答へ移ります。
ご質問等ございますか。

8 番委 譲受者は長年にわたり農業をされており、経営面積の下限面積要件は適していると考えられるが、整合性が図れていない部分がある。どの面積が正しいのか。

事務局 農地台帳及び営農計画書の確認、または本人及び、提出元の行政書士へ確認精査をし、次回定例総会で報告いたします。

議 長 他に質問ございますか。なければ採決にうつります。
議案第4号農地法第3条第1項による許可申請について承認される方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手でありますので議案第4号は承認と認めます。

議 長 続いて議案第5号の農地法第3条第1項による許可申請について、議案第6号の農地法第3条第1項による許可申請については関連があるため、一括上程し、それぞれ採決することとしていかがですか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、議案第5号及び議案第6号の農地法第3条第1項による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号農地法第3条第1項による許可申請について、議案第6号農地法第3条第1項による許可申請について説明いたします。
両議案は農地の所有権交換を目的に申請が出されたため、一括で説明することとなりました。
まず、議案第5号の内容について説明します。
(許可申請内容を説明)
(現地確認時の農地状況を説明)
(周辺農地の位置関係及び耕作状況を説明)
続いて議案第6号の内容について説明します。
(許可申請内容を説明)
(現地確認時の農地状況を説明)
(周辺農地の位置関係及び耕作状況を説明)
以上で議案第5号及び議案第6号の説明を終了します。

議長 事務局の説明が終了いたしました。この申請について現地確認した委員の説明を求めます。

4番委 現地確認時の説明をいたします。
事務局が説明したとおりです。
両者合意の上で農地所有権の交換であり、下限面積を両者ともに適している。
また、今後両者が今後営農するに集約という意味では妥当と思われま

議長 4番委員の説明が終わりました。
質疑応答へ移ります。
ご質問等ございますか。

(なし)

議長 質問等ないので採決に移ります。
各議案で採決いたします。
議案第5号農地法第3条第1項による許可申請について承認される方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手でありますので議案第5号は承認と認めます。
続いて、議案第6号農地法第3条第1項による許可申請について承認される方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手でありますので議案第6号は承認と認めます。

議 長 次の議案へ移ります。
議案第7号昭和村農地利用集積計画の承認について(大芦)について議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号昭和村農地利用集積計画の承認について、事務局より説明いたします。

(農地利用集積計画概要書の説明)

(集積農地の位置関係及び周辺農地の説明)

以上で議案第7号の説明を終了いたします。

議 長 事務局の説明が終了いたしました。
質疑応答に移ります。ご質問等ございますか。

7番委 借り受け人は昨年からは営農を開始し、今年になってからかなりの面積の農地を集積して営農することとなると思われるが、耕作面積はいくらかお伺いします。

事務局 ご説明いたします。
昨年の耕作面積は0.55haであり、今回の集積計画の面積を追加しますと、営農計画書上は3.5haになり、約3haの増加になります。

7番委 わかりました。

議 長 他に質問ございますか。

9番委 新規参入者ということもあり昨年借入した農地は、適正に耕作できていたのでしょうか。また、今年から借り入れた農地はほとんど休耕地であり適正に耕作できるのででしょうか。

事務局 ご説明いたします。
昨年借り入れた農地の内容に3年ほど休耕地となっていた農地があり、昨年のうちに耕耘して耕作できる状況にあるため、営農意欲はあると思われます。
また、今年の営農計画書には休耕地だった農地に水稻を作付する旨の記載がありましたので、耕作することは間違いはないかと思われます。

9番委 わかりました。

議長 他に質問ございますか。
なければ採決にうつります。
議案第7号昭和村農地利用集積計画の承認について、承認される方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手でありますので議案第7号は承認と認めます。

議長 続いて議案第8号農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の設定について議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の設定についてご説明いたします。
3月及び1月の定例総会の協議にて決定いたしました内容に基づき、昭和村空き家に付随した農地の別段面積取扱要領(案)を作成いたしました。
空き家バンクに関連しているため、観光交流係においても内容を確認いただきそのうえで若干の週背がございましたので、お配りした別紙の資料に基づき説明いたします。

(昭和村空き家に付随した農地の別段面積取扱要領(案)の説明)
以上で議案第8号の説明を終了いたします。

議長 事務局の説明が終了いたしました。
質疑応答に移ります。ご質問等ございますか。

1番委 修正された要領に伴い、空き家に付随した農地の指定申請書も修正されますか。

事務局 修正いたします。

議長 他に質問ございますか。
なければ採決にうつります。
議案第8号農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条の規定に基づき別段面積の設定について承認される方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手でありますので議案第8号は承認と認めます。

議長 以上で議案はすべて終了いたしました。
続いて協議にうつります。
協議事項(1)一斉耕起の日・週について事務局より説明願います。

事務局 協議事項(1)一斉耕起の日・週について事務局より説明します。
毎年各農家へ周知し実施していただいている一斉耕起の日時でございますが、事務局案では一斉耕起の日を13日の日曜日とし、一斉耕起の週を14日月曜日から20日日曜日までといたします。
説明は以上です。

議長 事務局の説明が終了いたしました。ご意見ご質問等ございませんか。

(なし)

議長 事務局案で周知してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、協議事項(1)を終了いたします。

議長 続いて協議事項(2)次回定例総会の日付ですが、事務局案ございますか。

事務局 令和3年5月25日月曜日午後1時30分の案でいかがでしょうか。

議長 事務局案でいかがでしょうか。

(全員異議なし)

議 長 異議なしと認め、次回定例総会は令和3年5月25日月曜日午後1時30分といたします。

議 長 続いて協議事項(3)その他ですが、何かございますか。

(特になし)

議 長 続いて7その他ございますか。

事務局 大芦字上木屋新田・下木屋新田における河川護岸工事に伴う転用について報告いたします。

別紙資料にございます通り、大芦地区にある畑沢川において災害による河川災害復旧工事が実施されております。

発注者は福島県であり、受注者は金子建設株式会社でございます。

工事するにあたり、施行カ所に隣接する農地の一部を工事用仮設道路として転用したい申出を受けましたので、農業委員会においてご理解いただけたらと思っております。

(工事用仮設道路の概要を説明)

以上です。

議 長 ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 なければ、以上で閉会いたします。

上記の会議内容及び経過を記載し、相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和3年4月26日

議 長 菅 家 勝

署名人 酒 井 晶 雄

署名人 工 信 幸